

額は高等学校 3,000円、高等専門学校は自宅通学者で1～3年が3,000円、4～5年が4,000円、自宅外通学者で1～3年が4,500円、4～5年が6,000円でそのうち一般貸与奨学生（月額1,500～2,000円）相当を一定期間内にて返還すれば残額は返還免除となる特典がある。採用は②と同じであるが、全国一律の採用試験がある。募集は年1回で4月上旬。

④ 大学特別貸与（予約）奨学生

対象は高等学校最学年に在学又は卒業後1～3年以内に大学進学を希望する生徒である。

貸与月額は自宅通学者は5,000円、私立の場合は7,500円、自宅外通学者は8,000円、私立の場合は、12,000円で返還免除の特典は大学一般貸与奨学生の貸与月額（3,000円）相当を返還すればよい。

高等学校特別貸与（予約）奨学生と同じく採用試験が行なわれる。募集は年1回4月上旬。

⑤ 教育特別貸与（予約）奨学生

義務教育教員の資質向上に資するため、教員としての資質優秀な学生を国立大学教員養成学部へ誘致することを目的とする制度。対象は前記④同様であるが④との併願は認められない。

貸与月額は自宅通学者が5,000円他は8,000円であるが採用のための採用試験は行なわない。

募集は年1回4月上旬

(3) 奨学金の返還

奨学金の返還は、卒業の6ヵ月後から20年以内に年賦、半年賦の方法で行なうが、病気、経済的事由によっては、

日本育英奨学生種別表

区分	学校別	採用別	応募学年	貸与月額	募集時期	備考
一般貸与奨学生	高等学校	予約	中学校第3学年	1,500円	9月	(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7) はははははは通信 14修博宅立教育 35課外通大 学学程通学はス 年年者適用 リ ン ク を 受 け た 者
	高等専門学校	通常	在学学生	(1) 1,500	4月と9月	
	大 学	通常	在学学生	(2) 2,000	9月	
	（専攻科）	通常	在学学生	3,000	4月と9月	
	（通信教育）	通常	在学学生	3,000	4～7月と10～11月	
	工業教員養成所	通常	在学学生	6,500	適時	
	医学実施練習生	通常	在学学生	3,000	4～7月と10～11月	
	大 学 院	通常	在学学生	(3) 13,000	2～3月頃	
				(4) 18,000		
特別貸与奨学生	高等学校	予約	中学校第3学年	3,000	5月	
	高等専門学校	通常	在学学生	[3,000～4,000	4月～5月	
	大 学	通常	高校最学年	(5) 4,500～6,000		
	（教育）	通常	在学学生	{ 5,000～7,500		
	工業教員養成所	通常	在学学生	(6) 8,000～12,000		

- (注) 1、応募は各学校を通じて行なう。
2、高等学校と特別貸与奨学生は支部取扱い。
3、高専校、大学及び他の奨学生については、在学中の各学校取扱い。

日本育英会高等学校県内採用状況（42.5.1現在）

年度	種 別	継続貸与	新 規 貸 与						与		奨学生 総 計
			子 約 採 用		1 次 採 用		2 次 採 用		追加採用	採用数 合 計	
			応募数	採用数	応募数	採用数	応募数	採用数			
40	一般貸与奨学生	1,115人	1,219人	232人	742人	137人	662人	188人	97人	654人	1,769人
	特別貸与奨学生	507	1,049	264	—	—	—	—	7	271	778
	計	1,622	2,268	496	742	137	662	188	104	925	2,547
41	一般貸与奨学生	1,096	1,343	246	550	122	277	190	—	558	1,654
	特別貸与奨学生	522	1,095	272	—	—	—	—	—	272	794
	計	1,618	2,438	518	550	122	277	190	—	830	2,448

申請することによって返還猶予もできる。その他職場返還制度があるが、これは各事業所単位にて返還義務の有する職員が返還金を毎月徴収し、一括して返還する。福島県は、小・中・高校および教育委員会関係機関が実施している。また、返還猶予は次のようなものである。

- ① 死亡、不具、廃疾等により返還能力を失った時は、申請により免除される。
- ② 大学の奨学生であったものが、義務教育職に一定限従事した場合。
- ③ 大学院の奨学生であったものが、大学や特定の試験所、研究所、文教施設で教育または、研究の職に一定限従事した場合。
- ④ 特別奨学生であったものが、一般貸与と同額の返還金を規定どおり返還した場合その残額を免除される。

4 奨学生の補導

本会の事業が国費で営まれているので奨学生の成業には社会の期待がかかってくるので、全員に自覚させる為、本会と奨学生の関係を単に金銭的にとどめず、精神的つながりを持たせ充実した生活を送るように種々方法によって補導している。これらの方法として「面接・相談・座談会」「学業成績・健康生活状況等の調査」「成績不振者督励」などを行ない機関紙「育英」を年2回ぐらい発刊している。

また、奨学生の外部組織として卒業した奨学生によって結成された「育英友の会」の全国的な組織があり、各支部と一緒に活動している。